

第七十一号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年十一月二十八日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第二十六条の六第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる職員（以下「派遣職員」という。）には、当該各号に定める災害派遣手当を支給する。

一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十一条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて江戸川区に派遣された職員 同法第三十二条第一項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五十四条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条において準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）

二 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十五条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため自己の住所又は居

所を離れて江戸川区に派遣された職員 同法第五十六条第一項に規定する災害派遣手当

第二十六条の六第三項を削り、同条第四項中「前二項の」を「前項の」に、「前二項中」を「同項中」に、「武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 第二項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため江戸川区に派遣された職員に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

5 前各項に規定するもののほか、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て区規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第二十六条の六第一項第一号及び第四項の規定は、この条例の施行の日（以下

「施行日」という。）前に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（江戸川区の区域内に係るものに限る。以下同じ。）がされた場合において、最初に当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日から適用する。

3 新条例第二十六条の六第一項第二号の規定は、施行日前に大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号。以下「法」という。）第二条第一号に規定する特定大規模災害（江戸川区の区域の全部又は一部が法第十条第一項各号に掲げる地域のいずれかに該当することとなる場合に限る。以下同じ。）が発生した場合においては、最初に当該特定大規模災害が発生した日から適用する。

（説明）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を新設するとともに、災害派遣手当に関する規定を改めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。